

「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果

【パブリックコメント実施概要】

募 集 期 間	令和7年1月17日（金）から2月15日（土）まで
資 料 閲 覧 方 法	役場文化・情報コーナー、ふれあいセンター、人権文化センターに設置、町ホームページに掲載
応 募 方 法	持参、郵送、ファックス又は町ホームページの意見フォームからの送付
提 出 意 見 件 数	5 件（2 人・0 団体）　《内訳》意見フォーム　5 件（2 人・0 団体）
担 当 課	教育委員会事務局教育こども部保育幼稚園課

【頂いた御意見とそれに対する町の考え方】

意見 番号	提出者 番 号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
1	①	< 1 4 ページ > 第 5 章　2－3 アンケート調査からみる 状況	島本町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果報告書では就学前児童の保護者等 1,433 件、小学校児童保護者 1,518 件、合計 2,951 件にアンケートをされたことはニーズや実情、意見などを把握する上で重要なことだったと評価します。56. 6%の回答があり、自由意見には多岐にわたる項目についての意見があり、子どもの施設（公園・児童館など）不足やマンション急増で保育所や学童保育の利用ができなくなるのでは、クラス人数が増えるのでは、という保育・教育環境の悪化を心配する不安の声も多数でした。町の施策として真摯に受け止め検討していただきたいです。	公園につきましては、開発行為等により、新たな土地利用がなされる際には、開発業者等に対し、用地の一部に公園を設置していただくなど、公園の確保に努めており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。 保育所等につきましては、大規模な宅地開発等に伴う就学前人口の増加に対し、既存施設を最大限活用するため、基準の範囲内で定員を超えて児童を受け入れる弾力的運用を行っておりますが、その実施に当たっては、児童の安全や保育の質が担保できるよう、運営事業者と丁寧に協議を行い、当該取組を進めております。 また、今後におきましては、新たな小規模保育事業所の開設や、町立第一幼稚園の機能拡充による保育需要の受け皿としての拡充を予定しており、引き続き、可能な限り保護者のニーズに応えることができるよう努めてまいります。 学校及び学童保育室につきましては、本町では児童・生徒数のシミュレーションを行っており、町立学校において普通教室が不足すると見込まれる際には特別教室を普通教室に転用するなど、全ての就学児童に等しく義務教育の機会を保障し、また、保育ニーズに対しその受け皿を十分に確保できるよう、引き続き必要な対応に柔軟に取り組んでいきます。 また、小学校のクラス編成につきましては、令和7年度に6年生が35人学級となり、小学校では1クラス35人が上限となります。中学校については、現状1クラス40人が上限となっています。次に、学童保育室については、JR島本駅西側に建設される集合住宅内に、令和8年4月1日までの開設に向けて新たな民間学童保育室の整備を進めているところです。 なお、本町では、住宅開発に伴い児童数が急増した場合に、学校の教室等または学童保育室の適正な規模の確保が困難になることが想定されることから、将来において島本町の良好な教育環境の保全を目的とした住宅開発に関する指導要綱を定めました。当該要綱に基づき、令和6年度は第一小学校及び第二小学校区を指定していますが、指定した校区においては、住宅開発業者と戸数の抑制等、継続して協議に努めてまいります。

意見 番号	提出者 番 号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
2	①	＜５６ページ＞ 第４章の３ 教育・保育の量の見込み と提供体制	教育・保育量の見込みと供給体制 現在の高層マンション開発の急増による人口増とそれに伴う保育ニーズの高まりは、示されている量の見込みよりさらに増えると予想します。 2018 年 11 月作成の島本町保育基盤整備加速化方針で【今後の町内全域での保育所利用者数予測】としてＪＲ島本駅西地区想定人口を最大 2,250 人として町内全域での保育所利用者数を 2,027 年には 1,070 人と予測していました。しかし実際は本事業計画案では 2027 年では 2 号保育・3 号保育合計で 1,126 人の保育利用が予測されており、大きく乖離しています。そのことから、そもそもの量の見込みが過少に予測されていると考えられます。 毎月、保育所等の利用者数及び待機児童数（毎月 1 日時点のもの）が公表されていますが、すでに 2025 年 2 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は 17 人、保留児童数 102 人となっていることから供給不足となるのは目に見えています。 本事業計画では 2027 年であれば保育の量の見込み 1,126 人に対し 1,062 人の供給体制では 64 人に不足が生じ、保育利用ができないことになります。町としては定員を超えての受け入れ、つまり定員の弾力化を図り、1,160 人分を供給するという計画で不足を解消しようという計画となっています。 問題点として第 1 に計画で示されている以上に供給不足となることです。第 2 に保育所・認定こども園の弾力的運用により定員を超えてのこどもの受け入れは保育の質の低下や安全性の懸念、職員の労働環境の悪化につながります。これは、過去の弾力的運用で定員の 120～130％もの子どもを受け入れ過密保育を行っていた（行わざるを得なかった）ことを顧みると問題が深刻であったことは明らかでした。同じことを繰り返してはなりません。 保育所の増設の定員の拡大等が簡単にできると思えませんし、園庭もない保育事業所ばかり増やしては子どもの育ちや保育環境は保障されません。 根本的にはこれ以上の大規模住宅開発（特に高層マンション）を建築物の高さに制限をかけ規制するしかありません。島本町全体で子どもの保育環境を守ることが必要です。	教育・保育に係る量の見込みと供給体制につきましては、平成 30 年の島本町保育基盤整備加速化方針策定時には、大規模な宅地開発に伴う人口増加や、当時の就学前児童人口に対する保育を希望する児童の割合等を勘案して人口推計を行ったところですが、社会情勢の変容や幼児教育・保育の無償化の開始など、複合的な要因により、保育需要は大幅に増加しており、本計画の策定に当たっては現在の保育需要等を勘案し、量の見込みを算出しております。 また、弾力的運用による保育の質の低下や安全性の懸念につきましては、本町における保育士又は保育教諭の配置基準を国の同基準より手厚いものとしており、保育の質の向上を図っております。弾力的運用を行う場合にも、保育室の面積等の基準に加え、本町独自の保育士等の配置基準を満たすことを条件としておりますので、各運営事業者のご協力のもと、児童の安全確保、保育の質の維持及び職員の労働環境の向上に努めております。 なお、園庭のない保育事業所とは、小規模保育事業所のことと推察いたしますが、小規模保育事業所においては、法令や本町条例に基づき、自園に屋外において遊戯等ができる庭がない場合には、近接する児童公園等を代替施設として設定しており、園外保育等も適切に行われております。 建築物の高さ規制につきましては、令和 5 年度から建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務を実施しており、地域ごとにおける新たな高さ制限導入の是非も含め、令和 7 年度中に適正な高さ規定の方針案等を作成する予定です。
3	①	＜８３ページ＞ 第５章 基本目標 6 支援が必要 な子どもや家庭に優しい 環境づくり ６－４ 社会的な支援を 要する子どもと家庭への 支援	社会的な支援を要する子どもと家庭への支援については充実がはかれるとのこと計画推進に向けて実施できることを期待します。	ご期待や対象となる子育て世帯のみなさんのニーズにお応えできるよう、各施策について取り組んでまいります。
4	②	＜５３ページ＞ 第４章 ４－２ 子ども人 口の推計	P53～59 まで子供の人口の推計がかかっているがかなり控えめに見積もっていると思う。 これだけ急速に新規マンションが建設され、すでに小さい子どもさんのおられる方々が入居してこられる可能性が高く、アンケートでは保育所等の不足を心配している声はかなりあるのに子ども人口の推計が本当に正しいのか疑問	子どもの人口推計につきましては、過去の実績を踏まえ、今後予定されている大型集合住宅等による人口増加を加味した上で推計しております。 また、教育・保育に係る量の見込みと供給体制につきましては、平成 30 年度の島本町保育基盤整備加速化方針策定時には、大規模な宅地開発に伴う人口増加や、当時の就学前児童人口に対する保育を希望する児童の割合等を勘案して人口推計を行ったところですが、社会情勢の変容や幼児教育・保育の無償化の開始など、複合的な要因により、保育需要は大幅に増加しており、本計画の策定に当たっては現在の保育需要等を勘案し、量の見込みを算出しております。

意見 番号	提出者 番 号	該当・関連項目	御意見	町の考え方
5	②	< 79 ページ > 第 5 章 基本目標 5 安全で安心して子育てができる環境の整備 5－2 子どもの交通安全の確保	島本町は道路事情が大変問題であると日常から常を感じている。根本的な問題解決がなされる計画であるとは言い難い。 また、子供の遊び場、プールのこと等、アンケートではかなりの人が挙げているのに対策が書かれていないのはがっかりする。	「道路事情が大変問題である」というご指摘につきましては、本計画（素案）の P79「5－2 子どもの交通安全の確保」に通行者の安全確保及び安全対策等記載しておりますが、詳細としましては、以下の取組を実施しております。 子育て世代の住民のみなさまや、お子様たちが安心して道路をご利用していただくことに向けた取組といたしましては、本町職員が実施するパトロールの外にも、「通学路等交通安全プログラム」として、町内の各小学校の P T A と連携し、通学路等に特化した安全点検をおこなっております。 パトロールや安全点検の結果から、本町や大阪府、警察など各関係機関により対応方法を検討し、路肩にグリーンベルトの設置や歩道の滑り止め舗装、ポストコーンの設置、啓発路面標示の設置や更新、ガードレールや安全柵の設置などを実施するほか、高槻警察署による通学時間帯の見守りや取り締まりを実施していただくなど、登下校中の児童や、保育園、幼稚園に通われている未就学児のみなさまが安全に道路を利用いただけるよう、交通安全の確保に努めております。 「子供の遊び場、プールのこと等の対策が書かれていない」というご指摘につきましては、本計画（素案）の P66 に「1－3 子どもの居場所の充実／（1）子どもの居場所づくり」に地域のニーズを考慮した公園施設・機能の充実を図る旨記載しており、個別具体的な施設について明記はしておりませんが、包括的な取組として実施してまいります。